

橘高等学校生徒心得

1 校内生活

1. 登校時刻は午前8時25分までとし、8時25分からホームルームを行い、8時35分から授業を開始する。
2. 授業の始めと終わりに、整然と起立してあいさつをすること。
3. 本校職員ならびに来客に廊下で出会った場合は、敬意をもって会釈をすること。
4. 来客には礼儀正しく親切に対応すること。
5. 授業中は、態度を正しくし、質疑応答は明瞭にし、私語をしないこと。
6. 体育館に集合するときは、敏速に行動し、体育館内では静粛にすること。
7. 校舎内外の整理整頓は、当番や係に協力し、常に積極的にきれいにすること。
8. 下駄箱、便所等よごれやすいところは、特に各自が気をつけて使用すること。
9. 各自の持物には必ず記名すること。
10. 校長室、職員室等の出入は、「ノック」し、戸の開閉を静かにして、オーバー、マフラーなどを着用したまま入室しないこと。
11. 上履、下履は、その区別を守り、正しく履くこと。
12. 昇降口以外の場所からの出入はしないこと。
13. 集会、体育の時間等で全員がルームをあけるときは、貴重品等を教室に残さないこと。
14. 校舎、校具の取り扱いは、ていねいにし、もし破損した場合は申し出ること。
15. 自転車は所定の場所に、鍵をかけておくこと。
16. 一般生徒の下校時刻は、夏季は午後6時40分、冬季は午後6時15分を限度とする。
17. 携帯電話の持ち込みは原則として禁止する。ただし、特別な事情のある場合は、所定の申請用紙に保護者連署の上、学校に願い出ること。なお、校地内での使用は禁止する。
18. 個人でホームページやブログなどを開設して情報を発信する際に、次のことを本校では認めていないので、十分に注意すること。
 - ①学校名を掲載すること。
 - ②本校の標準服・部活動のユニフォーム・校舎・教室、本校の様子が見えるような写真・動画などの情報を掲載すること。
 - ③個人情報（住所・氏名・電話番号・顔写真など）を掲載すること。
 - ④他を誹謗中傷するような内容を掲載すること。
 - ⑤モラルを逸脱するような内容を掲載すること。

2 諸届

1. 欠席、早退届等、すべて届出あるいは許可を得る必要のあるものは速やかに書類を提出すること。
2. 遅刻の場合は、その理由をホームルーム担任に速やかに申し出ること。
3. 早退する場合は、早退許可願を提出すること。

4. 校外に出るときは、外出許可証をうけ、これを携帯すること。
 5. 部その他の活動で午後 5 時以降居残る場合は、部顧問に連絡をすること。下校は夏季午後 7 時、冬季午後 6 時 30 分を限度とする。
 6. 他校生が部活動その他で本校に出入るときは、学校長から予め許可を得るか、顧問の許可をうけること。
 7. 校内掲示物及び印刷物配布について、指導部の検印をうけ、所定の場所に掲示すること。
 8. 校内における署名、募金等については行わないこと。やむを得ない場合は指導部に申し出て許可を得てから行うこと。
- 3 校外生活
1. 友人だけで旅行、スキー、スケート等にでかけることなく、必ず責任ある引率者がつくようにすること。
 2. 外出するときは、必ず行先、目的、帰宅時間を家人に告げ、無断外出はしないこと。
 3. アルバイトは望ましくないが、特別の事情のある場合は、保護者連署の上、学校に願い出ること。
 4. 夜間の 1 人歩きはしないこと。但し、やむを得ない場合は家人に同行してもらうこと。
 5. 校外の諸団体の活動に参加する場合は、必ず事前に保護者の許可を得、ホームルーム担当に届け出ること。
 6. 土曜・日曜・祭日等に学校に出て校舎、校具の利用をするときは、必ず顧問かホームルーム担任に届け出ること。
 7. 自転車通学は、2 キロ以内の生徒はしないこと。
 8. 交通規則をよく守り、規則に違反しないようにすること。
 9. 校外における服装は、服装規定に従い派手にならぬようにすること。
 10. 本校生徒として好ましくない場所には入らぬこと。
 11. 乗車券の不正使用は絶対にしないこと。

福島県立橘高等学校服装規定

第 1 章 服装について

1. 登校の際には本校指定の標準服、または私服を着用し、華美に流れることなく、機能的、安全及び経済的な、本校生としての品位を保つのに適当な服装を自己決定すること。
2. 儀式の際には本校指定の標準服を必ず着用し、本校生徒としてふさわしい清潔・端正な服装で儀式に臨むこと。
3. 極端に肌を露出するものなど、学びの場にふさわしくない服装をしないこと。
4. 他校の制服を着用することは認めない。
5. コート類を着用するときは、型、色ともに派手でないものとする。

6. 特に定めたもの以外のバッジ、装身具などは用いない。

第2章 頭髪について

1. 髪型は生徒にふさわしいものとする。
2. パーマネント、髪の色などは認めない。

第3章 履物について

1. 上履き及び運動用靴は所定のものとする。

第4章 その他の事項

1. 許可証は常に所持し、職員に求められたときは、提示しなければならない。
2. 服装などに関し、学校において指導上必要と認めるときは、この規定にない事項についてもその都度指示する。
3. あらゆる所持品には、かならず記名する。